

危険木の伐採等に係る費用を補助します

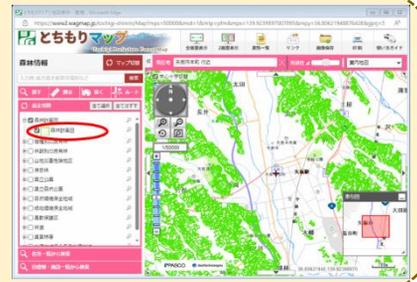
【事業の概要】

住宅等への倒木被害から人命及び財産の保護と、道路交通の安全確保を目的に、危険木の伐採、撤去及び処分を行う方の負担軽減を図るため、伐採等にかかる費用の一部を補助します。

【対象となる危険木】

次のいずれにも該当する立木（枯死木、枯損木、傾斜木等）を指します。
○森林法第5条第1項の規定に基づく**地域森林計画の対象**となっている民有林内にあること
○胸高直径20cm以上かつ樹高5m以上程度の立木で、倒木により住宅等建造物に被害を与えるおそれのある、または通行の支障となるおそれのあるもの
※農地や住宅地として使用されている土地の立木は除きます。

※**地域森林計画の対象**となっている民有林とは、森林の整備や保全が森林法で定められている区域です。
『とちもりマップ』（栃木県の森林情報オープンデータサイト）や、市農林課窓口で確認できます。



【補助の対象者】

矢板市に住民登録があり、市税等に滞納がない方で、次のいずれかに該当する方
○住宅等建造物や道路(国道・県道・市道)に被害をおよぼすおそれのある危険木を所有する方
○危険木により被害を受けるおそれのある住宅等建造物を所有または管理する方で当該危険木の所有者から伐採を行う承諾を得た方

【補助対象経費】

危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費（剪定・枝払いのみは対象外）
※消費税及び地方消費税は除きます。

【補助金額】

補助対象経費の**2分の1以内**で、**上限20万円**（1,000円未満の端数は切捨て）
※申請は1人（生計同一者を含む）につき、同一年度に1回限りとします。

【事業の流れ】

！事業実施前に、ご相談ください！

事業実施後は、申請を受付できませんのでご注意ください

※様式は、市ホームページをご確認ください。

- ①農林課へ事前相談
- ②伐採事業者への相談・見積
- ③市へ「補助金交付申請書」を提出
※倒木、枯死木、または著しく損傷した立木を伐採する場合以外は、別に「伐採届」が必要になります。
- ④市より「補助金交付決定通知」を送付
- ⑤伐採請負契約・工事着手
※伐採届が必要な場合は、最短30日後になります。
- ⑥伐採完了後に市へ「実績報告書」
「補助金交付請求書」を提出
- ⑦市より補助金交付

《添付書類》
事業計画書、収支予算書、位置図、事業実施前の写真、見積書の写し、承諾書（危険木が自己所有でない場合）、完納証明書

《添付書類》
収支決算書、事業完了後の写真、経費の領収書等の写し